

第 9 回東京都新築建築物
制度改正等に係る技術検討会
会 議 録

令和 8 年 7 月 2 8 日

東 京 都 環 境 局

第9回東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会

日 時：令和8年7月28日（火）

午後2時00分～午後2時49分

場 所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

オンライン併用

1. 開 会

2. 議 事

（1）建築物環境計画書制度（大規模建物）の強化・拡充（建設時CO₂排出量評価について）

（2）これまで及び今後のスケジュール（予定）について

3. 閉会

（配付資料）

資料1 建築物環境計画書制度（大規模建物）の強化・拡充（建設時CO₂排出量評価）

資料2 これまで及び今後のスケジュール（予定）

参考資料1 東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会設置要領

参考資料2 東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会委員名簿

参考資料3 技術検討会に出席する専門家等

午後 2時00分 開会

○小河原課長代理 定刻になりましたので、ただいまから東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会（第9回）を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます、環境局気候変動対策部環境都市づくり課の小河原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

検討会の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。

本会議は、ウェブによるオンラインと対面の併用による開催となります。傍聴につきましては、ウェブでの参加となります。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声途切れる場合がございます。あらかじめご了承ください。

委員の皆様におかれましては、発言を希望される場合は、対面の方は直接挙手、ウェブ参加の方はZ o o mの挙手機能でお知らせいただきますようお願いいたします。

また、ご発言される際は、最初にお名前をお願いいたします。恐縮ですが、発言者以外は、会議中はマイクをオフにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

次に、資料を確認させていただきます。

資料につきましては、会議次第に記載のとおりとなっております。資料に不足がございましたら、事務局までお知らせください。

資料はご説明の際、画面共有にて事務局のほうで表示させていただきます。

委員の出欠についてお知らせいたします。

本日、川久保委員、秋元委員は所用によりご欠席と伺っております。

前回の技術検討会に引き続き、委員の皆様に加えまして、より専門的な見地からご意見をいただくため、東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会設置要綱第6条第3項の規定により、専門家として一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター理事長、伊香賀様よりご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

ここからの議事につきましては、田辺会長にお願いしたいと存じます。田辺会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○田辺会長 お忙しいところご参加いただきましてありがとうございます。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

議事 1、建築物環境計画書制度（大規模建物）の強化・拡充についてです。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○大藪課長代理 それでは資料 1、建築物環境計画書制度（大規模建物）の強化・拡充について、環境局の大藪からご説明させていただきます。

資料、2 スライド目をご覧ください。制度改正の論点になります。

本日は建設時 CO₂ 排出量の把握・削減の取組の強化について、前回第 8 回技術検討会で委員の皆様から頂戴した意見を踏まえ、修正した案に対してご意見をお願いしたいと思っております。省エネルギー性能基準の強化の取りまとめにつきましては、今後開催の技術検討会においてご説明させていただきたいと考えております。

スライド 3 をご覧ください。前回第 8 回検討会において、委員の皆様から頂戴した主な意見になります。頂戴した様々なご意見をカテゴリー別に整理させていただきました。

初めに制度についてです。

2 ポツ目、都内の 5, 0 0 0 平米以上の事務所を含む建物のほとんどは複合用途で、対象規模をどこまで広げるのか、その場合の算定方法等、取組の努力が評価されるような内容で検討していただきたい。

届出についてです。

算定結果の提出時期が過大な負担にならないよう検討していただきたい。竣工時の算定結果の取扱いについて明確に示していただきたい。

削減方策についてです。

1 ポツ目、件数のチェックのみだと削減効果の大小が混同してしまうため、点数配分や対象要件は継続的な見直しが必要。

2 ポツ目です。自由記述ができるよう検討していただきたい。

このようなご意見をいただきました。

スライド 4 をご覧ください。意見要旨の続きになります。

評価内容の低炭素資材等についてです。

2 ポツ目、リサイクル材と環境物品のどちらを推進していくのか、評価項目の名称を整理していただきたい。

3 ポツ目、選択可能なリサイクル材の品目数増加に見合った評価内容の検討が必要。

4 ポツ目、低炭素コンクリート等も評価できるよう検討が必要。

5 ポツ目です。E P D の計画時と竣工時の評価方法を明確に示していただきたいとのご

意見いただきました。

評価内容のライフサイクルカーボン算定についてです。

1 ポツ目、段階 2 と段階 3 の評価内容の違いを明確に示していただきたい。

2 ポツ目、削減の取組を評価する改正内容であるということを明確に示していただきたい。

このような意見をいただきました。

スライド 5 をご覧ください。意見要旨の続きになります。

算定方法について、2 ポツ目です。算定のみが目的化しないよう明確にしていくことが必要。

五つ目です。J-CATとOne-Click LCAの算定結果の違いについて、算定条件が違うため、単純比較はできないということを誤解を招かないよう伝えていただきたいとのご意見いただきました。

その他です。

3 ポツ目、設計初期から対策を促していくような取組を進めていただきたいとのご意見をいただきました。

本日は、これらいただいたご意見を踏まえまして、資料を修正の上、案として整理させていただきました。

スライド 6 です。建設時CO₂排出量把握・削減の取組強化の案についてご説明いたします。

本日の資料ですが、前回第 8 回の資料に追加と修正を行っております。追加と修正を行った箇所については黄色マーカーで示させていただくとともに、スライド右肩にその旨を赤字で記載しております。スライド 7 からは前回の資料から修正等がありませんので、スライド 10 までお進みください。

スライド 10 になります。建築物のライフサイクルカーボン削減に関する法制化の進展の部分ですが、建築物省エネ法の一部を改正する法律が先週 7 月 24 日に可決・成立しております。

スライド 12 にお進みください。右下になります。資料の表記についてですが、LCCO₂、ライフサイクルカーボンに変更しております。前回の資料ではWLC、ホールライフカーボンとしておりましたが、国の法律の表記であるLCCO₂と異なると、同じ意味ではありますが混乱してしまう可能性があるため、法律の表現方法とそろえる形に修正させていただきました。この後の資料についても該当部分を修正しております。

なお、本来であれば赤字で修正しお示しする必要がありますが、修正箇所が多くなり、見にくくなるため、この部分の対応のみとさせていただきます。

スライド13から21は前回から変更ありませんので、スライド22までお進みください。

スライド22になります。設計、施工、運用、解体の各プロセスにおいて取り組むべき事項のうち、「構造の合理化」のカーボン削減対策について、免震構造の採用による対策例に長寿命化を追記いたしました。

また、木造・木質化に修正した部分は、前回ハイブリッド構造の採用としておりましたが、S造とRC造の組合せでもハイブリッドと解釈できるため、木造・木質化に修正させていただきます。

スライド23から35は前回から変更ありませんので、スライド36までお進みください。

スライド36になります。J-CATとOne-Click LCAとの算定ツールの違いによるホールライフカーボン算定結果になります。委員のご意見を踏まえまして、コメント部分を修正いたしました。J-CATは日本の産業連関表に基づき、サプライチェーン上流の間接的排出を含むため、大きな値となりやすい一方、One-Click LCAは主に欧州の積み上げ法データを用いており、前提条件の違いから、両算定ツールの算定結果を単純に比較することは適当ではないとしております。

スライド41までお進みください。

スライド41になります。設計から解体までの各プロセスで取り組むべき事項として整理したカーボン削減対策について、前回の「効果的な取組」、「検討すべき取組」、「採用しやすい取組」の三つのカテゴリーに、新たに、採用条件、導入コスト、取組手間が大きく削減効果が中から大のものを、削減に対する高い意識を持った取組とし、「意欲的な取組」として追加いたしました。

スライド42をご覧ください。新たに追加しました意欲的な取組を追加した結果ですが、前回資料で未分類、バー表示だった対策の分類のところですが、全て意欲的な取組として当てはめることができました。

スライド43、44、こちらの対策の分類についても全て埋めることができいております。

スライド43と44の黄色マーカー部分、意欲的な取組が追加されております。

スライド48までお進みください。

スライド48です。意欲的な取組をまとめた追加資料です。既存躯体の利用は、健全性の調査や補強が必要になるが、資材数量の削減が期待できること、また低炭素コンクリー

トは、調達可能なプラントの立地等課題もありますが、普及が見込まれることから、意欲的な取組とさせていただきます。

スライド49から52は前回から変更ございませんので、スライド53までお進みください。

スライド53です。こちら意欲的な取組をまとめた追加資料になります。「意欲的な取組」は採用に当たり留意点はあるものの、条件によって大きく削減できる可能性があるため、「誘導すべき取組」のメニューとは別に選択できるようにいたしました。

また、資料一番下に記載してありますが、事業者の独自の取組も評価できるよう、自由記述も可能としております。

スライド54をご覧ください。参考資料としてトレードオン／オフに対する東京都の考え方の資料を追加いたしました。

エンボディドカーボンのみ、オペレーショナルカーボンのみといった部分的な削減ではなく、取組を行った結果、全体を通してライフサイクルカーボンを削減していく視点で考えることとしております。具体的には下段の表に都の考え方を記載しております。

取組として行ったことを評価する仕組みとし、算定結果の優劣は判断せず、取組自体を評価したいと思っております。また、この取組事例を集めていき、今後制度検討の有用なデータとして蓄積してまいります。

スライド68までお進みください。リサイクル材と環境物品のどちらを推進していくか明確にする視点から、評価項目の変更についてご意見をいただきました。

ご意見を踏まえまして、評価項目の名称を環境物品の利用に変更できないか検討させていただきました。その結果、環境物品とした場合、別に低炭素資材等の利用の評価項目があるため、同意味の評価項目となることから、リサイクル材の利用を促す観点を明確にしつつ、環境物品の利用を促すよう「リサイクル材等の利用」とさせていただきます。本日の資料の中で、該当する箇所を「リサイクル材等」として赤字黄色マーカーで多方面で修正しておりますけども、個別の説明は省略させていただきます。

続いて右側、評価項目の改正案についてですが、躯体と躯体以外の評価区分を一つに統合した結果、選択可能なリサイクル材の品目数が増加しております。そのため、2点になる場合の品目を、二つ以上から三つ以上にいたしました。あわせて、1点になる場合の品目を一つから二つにしております。

さらにご意見で頂戴した低炭素コンクリート、再生骨材を用いたコンクリート等も評価できるよう、躯体に高炉スラグ骨材、再生骨材等を用いたコンクリート等の資材を使用し

た場合、1点加点の評価を追加いたしました。

スライド70にお進みください。

スライド70になります。E P D等の製品の利用の評価項目です。

計画時と竣工時の評価方法について、明確に示すようご意見をいただいたことから、欄外に取扱いを追記いたしました。計画書提出時は目標を設定していただき、その内容の評価する想定しております。例としまして、図面や仕様書等の資機材の仕様に「E P D登録製品を使用する」と記載するなど想定しております。また、完了時の取扱いですが、実際に使用した品目のE P Dを根拠資料として提示していただき、確認させていただくことを想定しております。

スライド72にお進みください。

スライド72です。低炭素資材等の利用の評価項目・段階評価です。

リサイクル材の利用の点数に1点の加点評価を追加したことから、一番下、段階評価のうち段階3の点数ですが、前回7点以上を取得すれば段階3でしたが、8点以上に修正いたしました。（1）低炭素資材の利用、（2）リサイクル材等の利用で満点評価を取得しても7点となりますので、（3）E P D等の利用の評価を採用することが必要となってきます。

スライド74にお進みください。

スライド74です。表内の記載につきまして一部修正しております。義務の部分になりますが、前回、算定義務としておりましたが、国の制度と違うと間違った解釈になるおそれがあるため、同一の届出義務という表現といたしました。対象建物は国の法律と整合させ、5,000平米以上の事務用途の新築等建物としております。公表についてですが、算定結果を公表しないと前回しておりましたが、算定結果「の値」を公表しないと分かりやすい表現に修正いたしました。制度改正の時期ですが、前回2028年4月予定としておりましたが、国の施行日と同日とするため、現時点では施行日が確定していないことから、2028年度予定と修正いたしております。

続いて、スライド75をご覧ください。

東京都内における義務対象となる事務用途の提出見込み件数の資料を追加いたしました。過去5か年の建築物環境計画書制度で提出いただいた実績から、平均約40件で計画書の全ての提出件数の5%程度の割合と見込まれます。

また、事務用途部分の最大床面積ですが、毎年10万平米を超えるものがあり、中央

値は9,000平米でした。さらに年度ごとの全建物の延べ面積の合計に対する義務対象となる事務用途部分の床面積の割合の平均は約21%と大きな割合を占めております。

スライド76をご覧ください。ホールライフカーボンの算定・把握、評価項目の改正案の修正内容になります。段階1は前回と同様、ホールライフカーボンを算定・把握しているとし、国が定める算定方法によるという事項を追加いたしました。

段階2について大幅に見直ししております。まず段階1のホールライフカーボン算定・把握を通じて、ライフサイクルアセスメントの実施については変更ございませんが、削減目標については目標値を示していただきます。取組方針は、前回15のメニューから七つを選択する方法としておりましたが、それを見直ししております。まず都が示す取組事項のうち、誘導すべき取組の必須項目というものを全て行っていただき、その上で誘導すべき取組、意欲的な取組の選択項目のメニューから取組を選択していただきます。

まず必須項目の考え方についてですが、次のスライド77でご説明いたします。

スライド77、必須項目の考え方についてです。

「誘導すべき取組」のうち、現状、削減対策が既に進んでいる取組については、基本的には行ってもらいたいという観点から、どの案件でも比較的取り組みやすいものとして抽出いたしました。

その上で、段階2以上の取得という、より高い取組への評価とするため、抽出した削減対策を必須項目として区分いたしました。表の青マーカで示す部分になります。

スライド76にお戻りください。

スライド76です。段階3ですが、段階2の取組内容と削減割合の内容を公表、かつ、知事が定める案件について、完了時の内容で再算定しその結果を提出していただきます。この場合も算定結果の値は公表いたしません。

スライド78にお進みください。

こちらライフサイクルカーボン段階評価の内容を整理した資料になります。

左側に段階評価、右側に段階2の取組項目として整理しました。

赤の必須項目をまず全て行っていただき、その上で、青の選択項目のうち、上の濃い水色の中から一つを採用、またはその下の薄い水色の部分から二つ採用、どちらかを行っていただきます。

そのため、必須項目の七つのメニュープラス選択項目の一つのメニューの8項目、もしくは必須項目七つのメニュープラス選択項目の二つのメニューの9項目、どちらかを取り

組んでいただくという形になります。

なお、それぞれのカーボン削減対策の具体的な水準についてですが、今後、都のほうでガイドライン等を整備し公開していく予定であります。

スライド79をご覧ください。こちらは必須項目と選択項目をイメージ図として整理した内容になります。左側の薄いオレンジ点線枠の誘導すべき取組、これについては縦軸がカーボン削減対策の小中大的レベル感と、横軸の採用条件、導入コスト、取組手間の小中のレベル感で示しております。

意欲的な取組は採用条件、導入コスト、取組手間が大きいいため、誘導すべき取組とは別で選択できる項目としております。

ライフサイクルカーボン削減対策の分類の各取組に対し、評価項目の必須項目と選択項目、どのような関係になってるかの対応フローとなっております。

スライド82にお進みください。

スライド82です。建築物環境計画書制度におけるライフサイクルカーボン算定結果の提出時期になります。建築物環境計画書は、建築確認申請の日までにご提出いただくこととなりますが、その時点では、ライフサイクルカーボン算定結果の提出は任意となります。算定結果の届出期日ですが、国の届出期日と整合させ、工事着工の14日前までにご提出していただきます。提出する書類としては、義務対象建物は国に提出した算定結果を提出していただき、それ以外の建物については、国が定めた算定方法で算定した結果を任意でご提出していただくことになります。

具体的な書類の内容については今後お示ししていく予定ですが、提出書類のかがみと算定結果のシート程度のあまり手間はかからないような内容を今考えております。

その後、計画書制度として完了時の手続が必要となります。工事完了検査済証の交付後、30日以内に完了届を提出する必要があります。その際、吹き出しに記載してありますが、①の提出しない、②完了時の内容で算定していただく、いずれかを選択していただくことになります。

スライド83です。今後の予定となります。

スライド84をご覧ください。本日の第9回技術検討会後に建設時CO₂排出量評価の改正と省エネルギー性能基準の改正を合わせてパブコメを実施いたします。第10回技術検討会でその取りまとめを予定しております。その後、省エネルギー性能基準については、令和8年度に規則、配慮指針を改正し、令和9年度に基準類の整備、改正内容の周知期間

を設け、令和10年、2028年4月に改正施行を予定しております。

また、建設時CO₂排出量評価は令和8年度に条例、規則を改正し、令和9年度に配慮指針、基準類の整備、改正内容の周知期間を設けまして、国の法施行日と同日の施行、令和10年度に施行する予定としております。

以上で建築物環境計画書制度の強化・拡充に関する説明を終わります。

○田辺会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様からのご意見をいただきたいと思います。ご発言を希望される際は、直接挙手でお知らせいただければと思います。ウェブ参加はいらっしゃらないですね。分かりました。

それでは、委員の皆さん忌憚のない意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

宮坂委員、それではお願いいたします。

○宮坂委員 宮坂です。

前回の検討会での意見を踏まえて、いろいろと案を練り直していただきましてありがとうございます。

大きな内容、方針的には異議なしです。細かい話となりますが、必須項目としたところで、76、77ページに書いてありますが、これは詳細についてガイドラインで示すとのお話でした。例えば高性能断熱材について、何ををもって高性能というのか、外壁の材料によって断熱性能は変わってきますので、断熱材単体ではなくて外皮性能のトータルで貫流率で示すのか、など設計者が混乱しないように示していただきたいです。あとリサイクル建材等について、採用が必須になっております。これも部分的な採用でいいのか。例えばタイルカーペットは比較的リサイクル材が主流となっはいるものの、長尺シート等はまだまだ少ない状況ですので、どの範囲まで採用すれば必須項目として認められるのか、その部分的なところの基準についてもガイドラインで示していただきたいと思っております。

○田辺会長 どうもありがとうございます。少しまとめて回答でよろしいですかね。

それでは、ほかに委員の方、いかがでしょうか。

磯部委員、お願いします。

○磯部委員 磯部でございます。

膨大な資料まとめていただきありがとうございます。今回、提案いただいた制度は踏み込んだ内容になってまして、脱炭素に向かった項目を出していただいたというところ、非常にすばらしい制度になっていくと期待しております。

細かい点ではありますが、スライド48の既存躯体の利用というところ、新築で既存躯体利用というのはイメージがつきにくかったので、どういう事例が当てはまるかといった点、しっかりフォローいただきたいなと思っております。既存躯体の利用ってなると、通常は改修であったりそういうことが想定されますけども、新築において、どうやって既存躯体を活用していくのかというのは、非常に重要なテーマになるかと思っておりますので、今後のためにも整理していただくと、脱炭素に向けた取組がより活発に取り組んでいただけるかなと思いました。

もう1点細かい点ではありますが、スライド78の必須項目で、宮坂委員がリサイクル建材とあったんですけども、施工段階にも再生資材の採用とありまして、これはリサイクル建材の活用なのか、いまいち把握し切れなかった用語があるので、具体、明示いただくとですね、いいかなと思った次第でございます。

網羅的にいろんな取組を整理いただいて、非常に充実した内容になっておりますので、前向きに進めていただけるとありがたいかなと思いました。以上でございます。

○田辺会長 ありがとうございます。それではほかにいかがでしょう。

堤委員、お願いします。

○堤委員 堤です。

ご丁寧なご対応とご説明ありがとうございました。私も内容としてはおおむね結構だと思っております。

少し、41ページ目、これは意見なんですけれども、41ページ目の意欲的な取組という文言もいいなというふうに思っております。この部分が増えてより効果が現れていくと、全体としてもよくなっていくので、ぜひ進めていただければと思っています。特に先端的な取組とかチャレンジングな取組に関しては、自由記述欄に書いてもらって、データを蓄積できるように、この制度と共に周知をお願いできればと思っていますので、よろしくお願いします。

それから75ページ目の計画書の提出実績についてなんですけれども、過去5年間の実績についてのご説明だったんですけども、25年度でぽこっと減っているのも、もしこの理由と今後の見込みに関して何かご知見があれば、ご説明を補足いただければと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○田辺会長 ありがとうございます。

どうしましょう、続けていいですか。もう少し、1巡目ぐらいの意見を、朝吹委員、お

願います。

○朝吹委員 朝吹です。ご説明どうもありがとうございました。

68 ページ目のリサイクル材等の利用ということで、この間の前回のときに、いろいろと意見をお話ししたところで、きちんと対応していただいたと思います。私のほうとしてはこちらの案で、しっかり、再生骨材なんかも加点していただけるということで、今開発している事業者さんとかもいらっしゃるので、そういった取組を反映できるのであればいいかなというふうに思いました。

あとは、76、77あたりで、やはり前回に比べてかなり改正案変えていただけてどうもありがとうございました。基本的にこちらに関してもいい案になったかなと思います。

ただ、今後、LCCO₂の評価のデータは蓄積されていきますので、ここで効果的な取組とか書いてありますけど、実際にどのくらいの効果があるかというのはこれからはっきりしてくるところかと思いますので、また、適時適切に見直しを進めていただければいいかなというふうに思いました。以上です。

○田辺会長 ありがとうございます。伊香賀先生、いかがでしょうか。

○伊香賀専門家 チェックリストの部分なんですけれども、国のほうでも、定性的評価のチェックリストは今検討中で、まだ内部的に、対外発表もしていないんですけれども、多分いずれ公になってまいります。恐らく、都のチェックリストと結構いろいろ微妙に違うところが出てきそうなんですけれども、そこら辺は何ていうんでしょうか、国のものが提示されたときに、都のチェックリストと整合を図るというようなことが可能なのか、スケジューリング的に可能かどうかというところだけちょっと教えていただければと思います。

○田辺会長 ありがとうございます。

もしよければ一巡しましたので、事務局からご質問の回答とか、コメントをお願いできればと思います。

○刀祢課長 委員の先生方、コメントありがとうございます。

取組のメニューにおける必須項目について、例えば高断熱といったものがどこまでが高断熱なのかといったような基準、あとは高効率という言葉もありますし、また例えばリサイクル建材についてはどれぐらいの割合で採用すればよいか等につきましては、今後、ガイドラインや指針の中で、しっかりと基準を明示して、事業者の方が混乱したり迷ったりしないような形にしたいと思います。

それから、既存躯体の再利用について、なかなかやれる事例が少ないのではないかと

うご指摘がありました。これは確かにおっしゃるとおりと思っております。事例としては例えば建て替える際に、既存の建物を解体してその基礎部分だけを再利用したり、その地下部分の擁壁だけは使うとか、そういったことを想定しております。あとは柱や梁をそのままカットして再利用するといったことは極まれにありますが、そういったことはなかなか一般的ではないと思っておりますので、今回のメニューの中でも「意欲的な取組」として、難易度がやや高いものということで、その中の一つだけを選べばよいというものの中に位置づけているという状況でございます。

それから、75ページで、昨年度の計画書の提出がやや落ち込んでいる理由についてですが、昨今のエネルギーの需給の状況などを受け、建材を含め建築費が全般的に値段が高くなっていることを受けての着工件数の減少というふうに考えております。

これが今後どれくらい回復するかについては、市場が今後どうなるか、なかなか見極めが難しいかなというふうに思っております。

それから、国の方でチェックリストについて検討中というお話がございました。都における制度化におきましては、まず条例や規則改正については、基本的にはその義務の部分の骨組みだけを定めていく形とし、あとの段階評価の部分などにつきましては、来年度以降、指針やガイドラインの中で詰めていこうというふうに思っておりますので、基本的には極力そういった国の制度の動向を踏まえて、可能な限り整合を図るように取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○田辺会長 今回の回答でいかがでしょうか。

先ほど78ページのところでですけど、国でいろいろヒアリング、各業界にされていると承知しています。必ずしもぴったり一緒、根本的な考え方は一緒だと思いますけど、ぴったり文言が一緒にならないこともあると思いますので、伊香賀委員おっしゃるように、この部分ぜひアップデートしながら、二度手間にならないようにして頂きたい。

あとやはりガイドラインが物凄く重要ですね。どれだけ使うとか、どこまでとか、開始は2028年度からなので、ある産業分野は実は急激にそういうものを出そうとか、これを見て開発しようとかいうところが多分あると思います。柔軟にやはり最後の段階まで拾って、もちろん今の段階でも拾っていただくことが重要なと思います。国内の産業が伸びるような方向がすごく望ましいと思います。ありがとうございます。

ここで全部かっちり決まるわけではないというので、安心をいたしました。

ほかにいかがでしょうか。

いかがでしょうか。意見はどうですか。2巡目ぐらい、どうでしょう。よろしいですかね。もう少し。

○磯部委員 今回の制度の中で、スライド76のところにですね、算定結果の値は公表しないというところがあったりもするんですけども、将来的に値というのも一つのベンチマークになってくると思いますので、どこかの段階では、何か公表できるような体制に持っていけるといいのかなと思ったりもします。知事が定める案件についてというところもありますので、公共のものは公表というのも選択肢としてあっていいのかなとちょっと思いました。

○田辺会長 ありがとうございます。

これについてはよろしいですかね。伺っておくということで、何かコメントよろしいですか。大丈夫ですか。

分かりました。

まだ国のほうも基準値みたいなものを示すのがなかなか難しいので、公表はしないけど、都はその値を今後の行政に利用できるとかいうことは、きちんと明記されておいたほうが良い。統計的に処理して施策に反映できるとかいうことは重要じゃないかと思います。

ほかにいかがでしょうか、なんかすぐ終わってしまいそうですけど。よろしいですか。

宮坂委員。

○宮坂委員 今回、E P Dの採用を進める等、設計や現場段階での低炭素の取組を推進するという意味で力強い法整備になると思っています。ただし、これらの取り組み全てがコストに影響するので、事業者さんにこの意義を業界全体としてアピールしていかななくてはならないと改めて感じました。

○田辺会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○大藪課長代理 先生、すみません。今日欠席の川久保先生から一点ご質問を頂戴しておりますので、ご案内させていただきます。

ライフサイクルカーボンという言葉でL C C O₂と簡略表記する件についてもよいと思いますが、対象のガスの種別を二酸化炭素だけに限定するのか、それともその他温室効果ガスも含めるのか、その点だけはあらかじめ確認させていただけますと幸いですというご意見をいただいております。

こちらにつきましても、国においても対象ガスをどうするかという議論も今並行して進

めておると認識しておりますので、基本的には同じような考え方で進めていきたいというふうに考えております。以上となります。

○田辺会長 ありがとうございます。

伊香賀先生、それに何かコメントあればお願いします。

○伊香賀専門家 ライフサイクルカーボンと表現していますが、温室効果ガス全体でどこまでの温室効果ガスをカウントするか。最終決定はまだもうちょっと時間かかるかもしれないですけれども、温室効果ガス全体のことをカーボンと省略して言っているという理解でおります。

○田辺会長 ありがとうございます。

都のほうもお答えいただいたのですが、せっかく計算するので国際的に認められるような計算法というのはやはりなかなか重要じゃないかと思っております。せっかく東京で計算したら海外のシステムだとか、そういうものでもきちんと認められるというような計算になっておくのが重要だというふうに思います。

いかがでしょうか、ほかによろしいですか。

では、委員長、まとめないといけないですね。

それでは、都のほうから特にご意見ないようであれば、私から。これからパブリックコメントをされるので、とにかく丁寧に、先ほどコストの問題もありましたけど、エネルギーの場合は光熱費が下がるので、メリットは見えるんですけど、CO₂が建材とかそういうもので下がっても見た目は変わらないというようなことがあるので、やはりどうやってそれを使って、少しコスト上がっても使ってもらえるかというコンセンサスをやはり取っていくことが非常に重要なというふうに思います。そういうものを評価してあげないと多分その分のコストは払ってくれないということになるので、ぜひパブコメなどの意見もしっかり収集していただければと思います。

それでは、特にご意見、よろしいですか、朝吹委員も堤委員もよろしいですかね。

特に意見ないようでしたら、議事の2ですね。これまでと今後のスケジュールについてに移りたいと思います。

事務局から資料のご説明をお願いいたします。

○大藪課長代理 それでは資料の2、これまでと今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

資料2、スケジュールですけども、2ページ目ご覧ください。

今回、7月28日、第9回検討会におきまして、ホールライフカーボン削減に向けた取組の案としてご提示させていただきました。

今後、パブリックコメントを実施させていただきまして、令和8年中に第10回の検討会を開催したいと思っております。その際は省エネルギー性能基準の取りまとめとホールライフカーボン削減に向けた取組の取りまとめ、こちらのほうをご提示させていただきたいと考えております。以上となります。

○田辺会長 ありがとうございます。

ただいまのスケジュール等についてのご説明について、皆様からご意見、ご質問あればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

年中ですかね。年度中じゃなくて年中。

○大藪課長代理 令和8年中です。

○田辺会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、本日、多岐にわたる有益なご意見ありがとうございました。本日の議論全体を通じて何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議事は以上をもちまして、終了とさせていただきたいと思えます。

これ以降については事務局に引き継ぎたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○小河原課長代理 田辺会長並びに委員の皆様、長時間にわたり誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして、東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会（第9回）を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 2時49分 閉会